

【文部科学省からの通知】 ソフトウェアの適正な管理の徹底について（注意喚起）

ソフトウェアの不正利用が発覚し、当該ソフトウェアベンダーから機関に対して多額の損害賠償を請求される事案が発生しています。

【事例1】

ある機関では、業務上必要なソフトウェアのライセンスを包括契約し、構成員がソフトウェアを使用したい場合は、機関のポータルサイトから当該ソフトウェアをダウンロードしたうえで、機関から払い出しを受けた正規のプロダクトキーによりインストールする決まりとなっている。しかし、一部の構成員がネット上に違法に流通しているプロダクトキーを入手して不正な手段でソフトウェアをインストールし使用していたことが発覚した。

【事例2】

クロスアポイント制度を活用して複数の機関に籍を置く構成員が、当該機関における活動に限定して利用を許可され貸与を受けたソフトウェアを、その他の機関の業務や教育・研究活動等にて無断使用していた。

【事例3】

外国籍の構成員が、海外において不正な手段で入手し使用していたソフトウェアを日本国内に持ち込んだり他人から譲り受ける等して、所属する機関の業務や教育・研究活動等に使用していた。

これらの事例を含め、ソフトウェアの著作権を侵害したとして、ソフトウェアベンダーから構成員が所属する機関に対し多額の損害賠償を請求されるという事案が繰り返し起きているところですが、個々のケース毎にその背景や事情が異なることから、機関として示談に応じたケースもあれば構成員個人の問題であるとして機関としての責任を認めなかったものもありました。もし構成員による不正行為が事実であると認定され機関の管理責任が問われる事態となれば、機関にとっては損害賠償による金銭的な負担だけでなく社会的な信用を失う等、非常に大きな傷を負う結果となります。

このような事態を招かないためにも、ソフトウェアの適正な管理を徹底してください。